

松江市都市公園条例の一部を改正する条例

松江市都市公園条例（平成 17 年松江市条例第 340 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(有料公園施設)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 別表第 1 に掲げる有料公園施設のうち、樂山公園、松江総合運動公園、北公園(松江市北公園ミニ遊園地を除く。)、花冠の里、空口公園、宍道総合公園_____、東出雲中央公園及び錦新町公園の有料公園施設の管理、利用の許可、利用料金等については、この条例に定めるもののほか、松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例(平成 17 年松江市条例第 403 号)の定めるところによる。</p> <p>6・7 略</p>	<p>(有料公園施設)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 別表第 1 に掲げる有料公園施設のうち、樂山公園、松江総合運動公園、北公園(松江市北公園ミニ遊園地を除く。)、花冠の里、空口公園、宍道総合公園(<u>古墳の森ケビンを除く。</u>)、東出雲中央公園及び錦新町公園の有料公園施設の管理、利用の許可、利用料金等については、この条例に定めるもののほか、松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例(平成 17 年松江市条例第 403 号)の定めるところによる。</p> <p>6・7 略</p> <p><u>8 別表第 1 に掲げる有料公園施設のうち、宍道総合公園古墳の森ケビンの使用の許可については、第 6 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。</u></p>
<p>(使用料)</p> <p>第 14 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者_____ (第 18 条及び第 19 条において_____「使用者」という。) は、別表第 2 に掲げる額の使用料を納付し</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 14 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者<u>及び有料公園施設を使用しようとする者</u>(第 18 条及び第 19 条において<u>これらの者を</u>「使用者」という。) は、別表第 2 に掲げる額の使用料を納付し</p>

なければならない。

2・3 略

別表第 1(第 10 条関係)

都市公園の名称	有料公園施設の種類又は名称
略	
宍道総合公園	多目的広場
	テニスコート
	少年広場
	野球場
略	

別表第 2(第 14 条関係)

略

なければならない。

2・3 略

別表第 1(第 10 条関係)

都市公園の名称	有料公園施設の種類又は名称
略	
宍道総合公園	多目的広場
	テニスコート
	少年広場
	野球場
	古墳の森ケビン
略	

別表第 2(第 14 条関係)

1 都市公園使用料

略

2 宍道総合公園古墳の森ケビン使用料

使用区分		単位	金額
宿泊の場 合 1 棟に つき	市民の使用	1 夜につ き	1,560 円
	市民以外 の使用	1 夜につ き	3,130 円
休憩の場 合 1 棟に つき	市民の使用	1 時間当 たり	200 円
	市民以外 の使用	1 時間当 たり	410 円

備考 1 時間に満たない時間の算定は、1 時間として算定する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。